



県章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目次

告 示	
○救急病院の告示（医療政策課）	1
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）	1
○公共測量の実施の通知（道路管理課）	1
公 告	
○大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課）	2
○大規模小売店舗の変更の届出（中小企業支援課）	2
○開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	3
労働委員会事項	
○地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定に基づく認定	3

告 示

沖縄県告示第278号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急病院である。

令和 7 年 7 月 8 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
沖縄赤十字病院	那覇市与儀 1 丁目 3 番 1 号	日本赤十字社	令和 7 年 7 月 16 日	令和10年 7 月 15 日

沖縄県告示第279号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の 2 第 3 項の規定により、北谷加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和 7 年 7 月 8 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第280号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、渡名喜村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年 7 月 8 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1

公共測量を実施する地域 渡名喜村

2

公共測量を実施する期間 令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3

作業種類 公共測量（2 級基準点測量、3 級基準点測量及び 4 級基準点測量）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、令和7年7月8日から同年11月10日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宮古島市観光商工スポーツ部観光商工課において縦覧に供する。

令和7年7月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 届出年月日 令和7年6月6日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ドラッグストアモリ西仲宗根店 宮古島市平良字荷川取尻原263番1ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一木1148番地の1 代表取締役 森竜馬
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一木1148番地の1 代表取締役 森竜馬
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和8年2月7日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,434平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 67台
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 14台
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 50平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 7立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口2か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宮古島市観光商工スポーツ部観光商工課において縦覧に供する。）

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和7年7月8日から同年11月10日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

令和7年7月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ガリバー那覇店 那覇市天久2丁目6番8号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社仲本雅総合商事 那覇市字銘苅239番地2 代表取締役 仲本雅有

3 届出年月日 令和7年6月9日

4 変更した事項 大規模小売店舗の名称

変更前 （仮称）ガリバー那覇天久店

変更後 ガリバー那覇店

- 5 変更の年月日 令和 7 年 3 月 29 日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年 7 月 8 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年11月12日 沖縄県指令土第811号、令和 6 年12月26日 沖縄県指令土第907号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市字仲嶺赤間佐原297番 1 ほか42筆及び279番地 2 地先
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路、緑地及び水路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 大阪府豊中市新千里西町一丁目 1 番 4 号 パナソニックホームズ株式会社 代表取締役 藤井孝
- 5 検査済証番号 令和 7 年 6 月 24 日 第5001号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年 5 月 8 日

労働委員会事項

沖縄県労働委員会告示第 3 号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第 5 条第 2 項の規定により、職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第 2 条第 1 号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、令和 6 年沖縄県労働委員会告示第 3 号は、廃止する。

令和 7 年 7 月 8 日

沖縄県労働委員会

会長 田 島 啓 己

- 1 地方公営企業等の名称 沖縄県病院事業
- 2 組合の名称又は表示 前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合
- 3 労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲

勤務箇所		労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者
沖縄県病院事業局	本庁機関	病院事業統括監
	総務企画課	課長 副参事 班長 主幹
	経営課	課長 室長 班長（施設整備・I C T推進班の班長を除く。） 主幹（施設整備・I C T推進班の主幹を除く。）
	管理課	課長 医療企画監 看護企画監 病院管理監 班長 主幹 人事、給与、服務、組織定数、人材確保及び労使関係担当の主査及び主任技師
	出先	北部病院 院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長

機 関	中部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 設備・調達課長 看護部長 副看護部長
	南部医療センター・こども医療センター	院長 副院長 母子センター長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 設備・調達課長 看護部長 副看護部長
	宮古病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
	八重山病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
	精和病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 医事・経営課長 看護部長 副看護部長
	病院総務事務センター	所長 副所長

4 認定年月日 令和7年6月19日

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1